

事業主の皆様へ

労働保険料の納期限の延長についてのお知らせ

台風18号により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

労働保険料等の納期限の延長について

台風18号による被害の甚大さに鑑み、次の地域の労働保険料等（労働保険料、特別保険料、一般拠出金及び追徴金）については、その納期限が延長されることとなりました。

次の地域に所在地を有する事業場及び船舶所有者が納付するもの
（当該地域に所在地を有する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合を含みます。）

茨城県常総市のうち相野谷町、東町、新井木町、大崎町、沖新田町、小保川、川崎町、小山戸町、十花町、上蛇町、新石下、収納谷、大房、館方、長助町、東野原、豊田、中妻町、中山町、原宿、兵町、福二町、平内、平町、曲田、三坂新田町、三坂町、水海道亀岡町、水海道川又町、水海道高野町、水海道栄町、水海道諏訪町、水海道宝町、水海道天満町、水海道橋本町、水海道淵頭町、水海道本町、水海道元町、水海道森下町、水海道山田町、箕輪町、本石下、本豊田、山口、若宮戸

平成27年9月10日から平成27年11月24日までに納期限が到来するもの

（今回、事務処理の都合上、督促状を送付しておりますが、督促状に印字されている指定期限についても、2の延長後の納期限まで延長されます。）

- 2 延長後の労働保険料等の納期限
平成27年11月25日

平成27年10月7日

【お問い合わせ先】

鳥取労働局労働保険徴収室

0857 - 29 - 1702